

お知らせ

後期高齢者医療制度

☆10月からの本算定に基づく保険料の特別徴収(年金天引き)

後期高齢者保険料の『特別徴収』開始月は4月と10月です。4月から8月までの特別徴収を「仮徴収」といい、前年度の所得で計算した仮の保険料額の2分の1を3回に分けて年金から特別徴収(天引き)します。正式な保険料は、今年度の所得が確定する毎年7月に決定します。これを本算定といいます。

この本算定で決定した保険料額と「仮徴収」された保険料額の差額を、10月から翌年2月までの年金受給時に特別徴収(天引き)するものです。

☆納付方法の変更について

現在、保険料を年金から徴収(特別徴収)されている方が、次の基準を満たす場合には、保険料の納付方法を普通徴収へ変更することができます。

被保険者が世帯主の場合

今まで国民健康保険に加入し、保険税を確実に納付(2年間)していた方が、口座振替による納付を申請し、承認された場合、**被保険者が世帯主でない場合**

年金収入年額180万円未満の方が、世帯主または配偶者である被保険者本人以外の口座から振替によって保険料の納付を申請し、承認された場合(口座名義人の市税に未納が無い場合に限ります)

(注)

- 1 被用者保険(社会保険)の本人であつた方は対象外となります。
- 2 普通徴収を希望する方は「口座振替依頼書」「特別徴収変更申出書」の提出が必要となりますので市役所高齢者医療年金係までお問い合わせください。

☆税金申告時の社会保険料控除について

普通徴収に変更し、被保険者以外の方の口座から保険料の振り替えを行う場合には、口座名義人の方に「社会保険料控除」が適用されます。

なお、被保険者ご自身の口座から保険料の振り替えを行う場合には、特別徴収の場合と同様に被保険者ご自身が「社会保険料控除」の適用となります。

※県後期高齢者医療連合から「広域連合」だより4号が発行されました。成東庁舎、各出張所に置いてありますのでご覧ください。

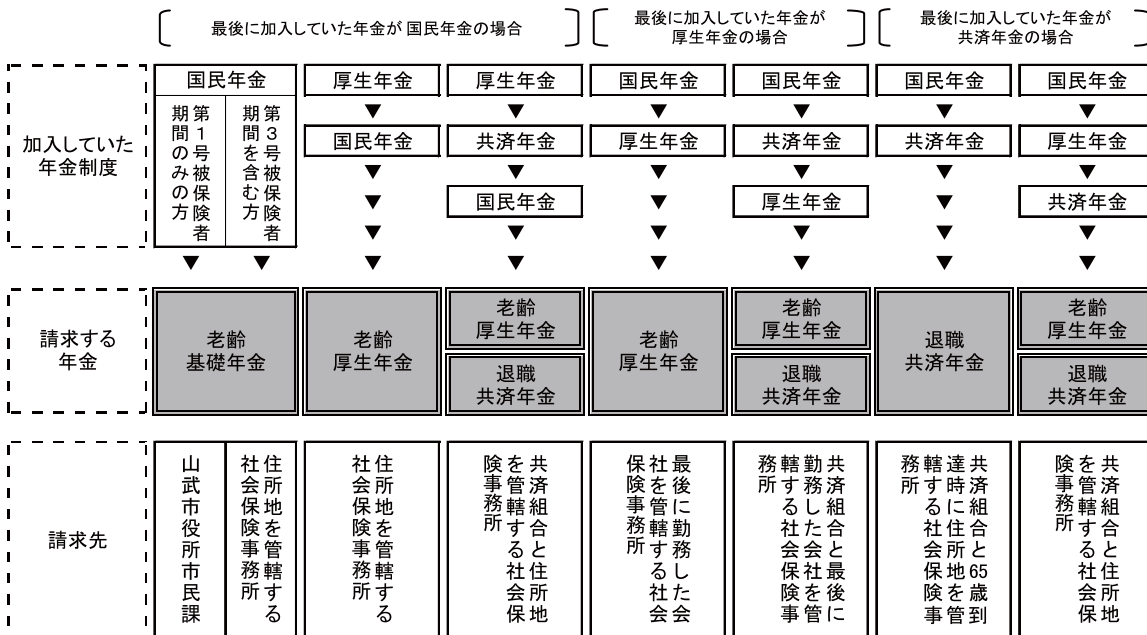
問合せ 市民課高齢者医療年金係

☎(80)1142

年金を受けようとするときは請求の手続きを!

年金は受けられる資格があっても、本人からの請求がないと支給されません。年金の請求先は、下図のように加入していた年金によって異なります。また、

請求に必要な書類は、加入していた年金制度や加入期間に応じて異なりますので、各請求先へお問い合わせください。



※ 国民年金の第1号被保険者 : 自営業、農業、学生など国民年金保険料を納めている方
 // 第3号被保険者 : 厚生年金や共済組合に加入している方に扶養されている配偶者

【問合せ】
 ねんきんダイヤル
 ☎0570(05)1165
 市民課高齢者医療年金係
 ☎(80)1142